

# 法政大学学術機関リポジトリ

## HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-12-13

### ジュラ問題：アイデンティティ研究序説 (上)

加太, 宏邦 / KABUTO, Hirokuni

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and Labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

36

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

45

(終了ページ / End Page)

99

(発行年 / Year)

1989-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003183>

# ジユラ問題 ——アイデンティティ研究序説（上）

加 太 宏 邦

はじめに

ジユラ地方

ジユラ州

「州」

地誌

ジユラ州創出

（以下『下』）

六 文学・証言

七 アイデンティティの円環

五 四 三 二 一

はじめに

スイスのベルン州から、その北部が分離し、ジユラ州という新州が誕生したのは一九七九年一月一日のことである。

ジユラ問題 ——アイデンティティ研究序説（上）

四五

本稿は、いの「ジユラ問題」question jurassienne い一般に呼ばれるジユラ分離運動を材料として、アイデンティティの諸問題を考えるものである。

本稿の目的は大別して二つある。

ジユラ問題を引き起いした『差異軋轢』を平面上の静止的探究と共に、時間の軸上で注意深く追う」と。それらの多層的、多面的な背景をこの機会に出来るだけ詳しく記録しながら、「出来事」の意味付けのなされたを分析する」と。これが一つの目的。従つて、これは歴史研究でもないし歴史的研究でもない。もう一つの目的は、しかし、ジユラ問題をたんに現象としての社会・政治問題として外側からのみ捕らえるのではなく、この運動の動因とメカニズムをアイデンティティの田環という地平に置き直して考えてみようとするものである。すなわち、アイデンティティの創出運動の内的構造を探り出したいにある。これらの目的のために、とくにわたしたちはジユラ問題にかかわった文学者たちにも着目してみた（下 文学・証言）。彼らのさまざまな証言がわたしたちの論考のたすけになると考えたからである。たんに『政治』とか『社会』という外在的タームに単純化されて見られがちなこの種の運動に『人間』を流し込み、平行的にこの運動から創造活動を汲み揚げ、いわば実存的アンガージュマンの可能性、不可能性に挑んだのが彼らだからである。彼らの言説の中にアイデンティティという存在様式の模索を探り、かつ、その試みを批判的に検証してみたい。

## 一 ジュラ地方

ジュラ Jura はゆるい弧を描いたフランスとスイスの国境をなす山岳地帯の名称である（図一参考照）。

南北の嶺（れい）や山脈の東西の峰（ほう）の間（ま）に東西形のゆるい弧を描いた形状をしてゐる。この山脈の北側は、ドーブ県 Doubs' 、アイン県 Ain' 、ジュラ県 Jura にまたがり、スイス側はジュネーヴ州 Genève 、ヴォー州 Vaud 、ヌーシャテル州 Neuchâtel 、ベルン州 Bern 、ゾロトーリー州 Solothurn 、アルガウ州 Aargau 、シャフハウゼン州 Schaffhausen にかかる。この山並の中央からやへ北にかけた部分は、スイス内ではベルン州の北部を覆つていた。少なくとも一九七八年（昭和五十二年）一月一日までは、その部分は「ベルンジュラ」 Jura bernois 一般に限定的に称されていたが、本稿では主題がもつばらこの地方に限られるので、たんに「ジュラ地方」 Jura と呼ぶこととする。

この地勢的なことは、ここに住む人々にとつて極めてシンボリックな使われ方をするのだがそのことは大（文学・証言）でおもに述べる予定である。

このジュラ地方は、スイスのフランス語圏の一部を形成する<sup>(2)</sup>。一方ベルン州の支配的言語はドイツ語（州人口の七・五%の母語）である。したがつて、ジュラ地方はベルン州内では言語上のマイノリティ差異をしめす地域である。また、面積的にも人口的にもベルン州からはマイノリティである（その他、のちに考察するおもさまの特質から）ジュラ地方の人々を自他共に“有徵”であるとする観念が生まれ、ついにこの地方の一部がベルンから分離するという問題を引き起こしていくのである（図一参考照）。

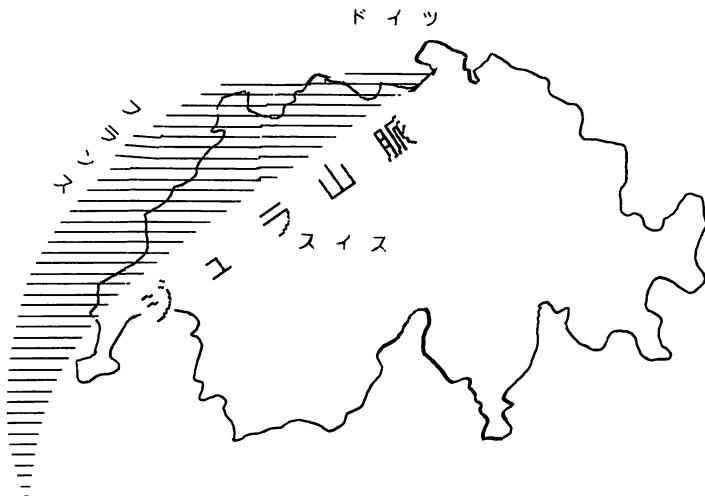


図1 ジュラ山脈

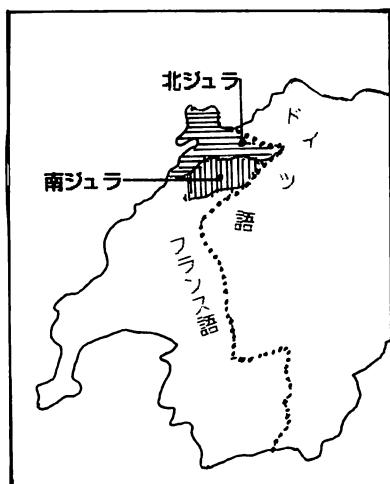


図2 ドイツ語・フランス語言語国境

## 二 ジュラ州

前述のように、ベルン州のなかからジュラ州が分離誕生した。この時ジュラ地方はのちに詳しく述べるとおり二つに分かれ、北半分のみがジュラ州となり、南半分はベルン州に残留した（図一三参照）。

本稿では、分離した部分を「北ジュラ」Jura-Nord あるいはたんに「北」と呼び、残留した部分を「南ジュラ」Jura-Sud あるいはたんに「南」と呼ぶこととする。その総称が上記の「ジュラ地方」（ベルンジュラ）といふことになる（図一四参照）。

このジュラ州（「北」）は面積八三七・四七<sup>2</sup>（東京都二三三区の約一・四五倍）人口は六四、六四五人（一九八六年一月一日現在）で、元のベルン州全体の面積にして約一二<sup>2</sup>、人口にして約六、八<sup>2</sup>が分離したことになる。スイス全体の、面積にして一・〇<sup>2</sup>、人口にして一・一<sup>2</sup>を占める州である。州都はドゥレモン Delémont（人口一、六八二人）。州内のコムーネ（市町村）の数八二（地区<sup>4</sup>）は三つに分かれる。ドゥレモン地区 Delémont（人口二一、八七三人）、ポラントリュイ地区 Porrentruy（一一一、九三九人）フランシヨーモンターニュ地区 Franches-Montagnes（八、八三三人）である。なおこの州はフランスと一一一<sup>2</sup>の国境を接し、国内の他の州（ベルン州、バーゼル州、ヌシャテル州）との州境の総延長一一一<sup>2</sup>より長い。このことば、この地方の歴史を見る上でかなり重要なファクターとなつてゐると考えられる。なお、この地方の地誌的な面については四で述べる。

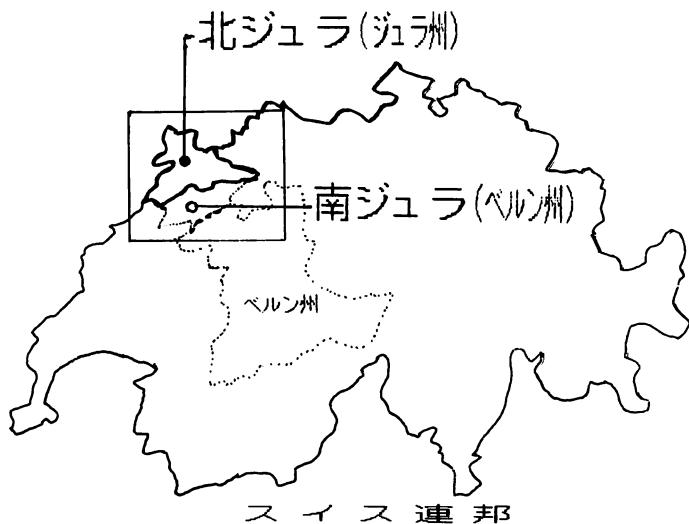


図3 スイス全図とジュラ地方位置図 (1989年現在)

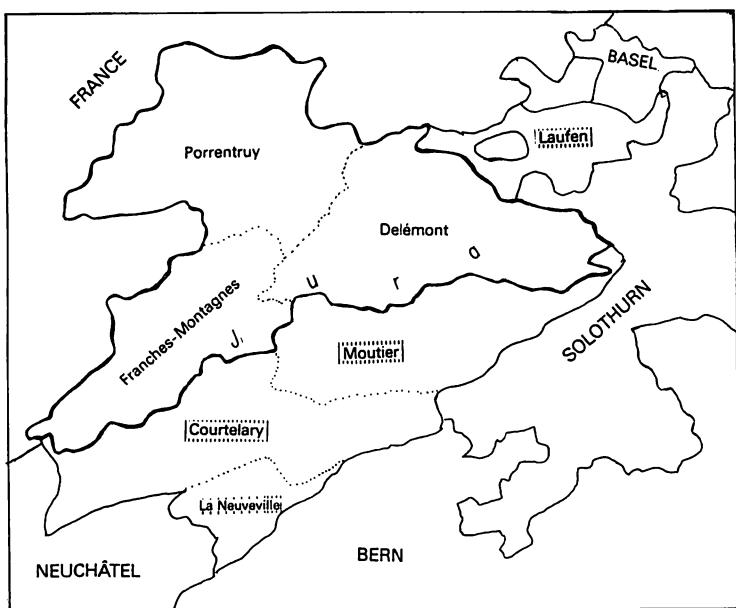


図4 ジュラ州ならびにベルン州内ジュラ地方 (南ジュラ) の〈地区〉 (1989年現在)

## 二 「州」

スイスでの「州」の概念はすべくに注意をはらいで理解をしておく必要があろう。州はカントン Canton/<sup>(5)</sup> Kanton の訳語であるが、フランスに存在する「カントン」（一般に郡と訳される）やルクセンブルグなどにある行政上の小区分とは本質的に異なる独立的自治体で、理念的にも実際にも、スイス連邦憲法にもその規定があるように「その主権が連邦憲法によって制限されない限り、主権を有し、且つ連邦権に委ねられていないすべての権利を、主権者として行使する」<sup>(6)</sup>。カントンは独自の憲法、政府、議会を持ち、ひとつの「国」にかなり近い（われわれの知る限りでは、カナダの州は）の数年でかなりスイスに似てきたが、アメリカ合衆国は、独立当時は別として、また理念上は別として、州権は中央に対して必ずしも対抗的でなく、なにより、強大な中央権力がそれを支配している。

例えば、新生ジヨラ州も正式名称は《ジヨラ共和国・州》 République et Canton du Jura/Republik und Kanton Jura である。その理念的意味は、「ジヨラ共和国がスイス連邦の一員として加盟している」と読みかえられるものである。したがつて、わたしたちが問題にするこの分離運動もさわめて独立運動に近い性格を持ち、たんに、行政上の分割とか変更などという事務レベルの問題ではないのである。

カントンのトニゴウの〈地区〉 (district/Bezirk) がありそれいせやのロコムーラー (市町村) (commune/Gemeinde) はねかれ。しかしいの中央集権的な説明の仕方はスイスでは受けた方がよろ。実態はロコムーラーが寄り集まつてカントンが出来上がつてこなから。〔上〕から〔ト〕くしか矢印の向かなか日本のように、国家が暗黙の前提となる地図かひば、ジヨラ問題は理解しにくい。例えば、連邦憲法には「州民はすべてスイス国民で

ある<sup>(8)</sup>」とあり、あきらかに、州民を主体にして「国民」を規定している。それも権利の規定の色合いが濃いのである。すなわち「スイス国民」というものはアブリオリに存在しない。また、日本のように村が合併して町に、町が寄り合つて市になるいわゆる市町村合併がむしろ当然だとみなされる国、そういう地点からもジユラ問題のような、規模の縮小を必然的に伴う分離運動の理念は捕らえられない。おそらく、わが国この種の拡大・膨張志向（企業合併なども含めて）やスケール・メリットの原理が伝統的に、かつ暗黙に「善」とされる風土は、少なくとも、この点に限つて言えばスイスと対極にある文化規範だと考えられる。

#### 四 地誌

「北」と「南」の比較・対比を中心にして、この地方の地誌を概括しておきたい。これは、歴史的経緯などでも見ることであるが、地誌についても両地域の差異に力点を置くか、同一性に力点を置くか、という問題があつて、後に述べる「南」「北」対立に關係して重大な意味を持つてくる。たとえば、「ジユラの水は地中海に注ぐ。ベルンの水は北海に到る」という表現は、たんなる地理の説明にとどまらない「意味」を持ちうる。そして、その延長戦上に「ジユラ人はフランス語を喋る。ベルン人はドイツ語を喋る」というような事実を、ある概念にまで変質させる「なにものか」が生れうるのである。

地勢的には南北ともジユラ山脈（中央ジユラの北端部と北ジユラにあたる）の中に位置づけられることは言うまでもないが、「南」はビエンヌ湖から急に立ち上がる起伏の激しい山並（一三〇〇メートル～一五〇〇メートルの山頂部と五〇〇メートル

一七〇〇メートルの谷部の繰り返し) が支配的であるのに対し、「北」は山並が落ち着き、特に、ボラントリュイを中心とする、いわゆるアジョワ地方 Ajoie は卓状ジュラ Jura tabulaire とよばれる平均標高約四三〇メートルの台地である。またドゥレモン一帯は、平均標高四五〇メートルの平らで広い谷地となっている。またフランス・モンターニュは標高一〇〇メートルの高原である。

森はジユラのシンボル的イメージである。ケルト語の *juri* (森) から採られたラテン語の *juria* にその名の由来があると言われるジユラはアルプス地方とは全く異なり岩山も氷河もなく最高地点でも一七〇〇メートルほどの森林地帯で、溪流が至る所に流れる湿潤な地方である。

森林面積比という点では、「北」より「南」のほうが多く、農業、牧畜の面からは、「北」のほうが「南」に勝つてである。

いずれのジユラにも、時計、金属、繊維、機械、靴、セメント、家具などの産業はあるにはあるが、そのすべてが中小企業的なものにとどまる。

例えば、ジユラ州には、従業員数一〇〇人を超える企業は二六社しかなく、その内の最大の企業 (F. J. Burrus & Cie S. A. タバコ製造 Boncourt 在) でも、その従業員数は五三二人である。またこの二六社のうち九社が時計製造で、さらにジユラ州全体で見れば、企業数一六六の内九社がこの業種である。就業人口からみても、三九・四%が何らかの形で時計工業に関係している。しかし、その比率は年々減少し、エレクトロニクスなど先端産業にとつて変わられつつある。<sup>(6)</sup>

次に、生活水準であるが、基本的に、スイスは現在世界一の高所得国である<sup>(10)</sup> (国民一人当たりの平均年収は日本が

約一八〇万円に対してスイスは二五〇万円でアメリカの二四五万円の上に位置している）ことを踏まえる必要はあるが、しかし、ジュラ州はスイス内で相対的に一番貧困な地域である。平均年収は一人あたり約一九〇万円程度となつていて<sup>(11)</sup>。ベルンに残つた「南」はスイスの平均をやや下回る程度であるが、ベルン市を含むベルン地区には及ばない。また、スイス内で一番豊かなツーク州 Zug は四一七万円という年収で、この州間の格差は主に、農業地帯を抱えていない都市州ともいえるツークに有利に働いているのが原因とは言え、実はジュラ問題を考えるときに人々のビヘヴィヤに多大な影響を与えた。簡単に言えば、分離に賛成派も反対派もこの経済格差を大きな論点の一つにしたのである。

ベルン離れを願い自治運動＝分離運動に立ち上がつた人々はジュラに歴然として見られる「低所得」の原因がベルン側への経済集中という構造にあるとし、自らを被害者と規定した。逆に、反分離に立ち上がつた人々はこの構造が現実である以上、ベルンにより接近をはかることこそがジュラの地場産業育成、活性化に必要なのだという立場を取つた。これは植民地における独立派と従属派とにみられる論争と類似した論争かもしれない。しかし、いずれも、かならずしも経済構造の客観的分析からなされた主張ではなかつた。分離派、反分離派の大義の一つにつかわれたアジテーションにすぎなかつた。

実際に分離してジュラの人々を抱え込んだ最大の経済問題は、一人当たりの税負担の重さであった。スイス平均の指標を一〇〇とすると、ジュラ州は現在、一四三・七で、スイスで一番高く、最も低いのが、やはりツーク州の五七・八となつていて<sup>(12)</sup>。とくに個人負担が高く、ベルン州が一二一の指標に留まつていてのと対象的である。

ジュラ分離決定投票から一〇年たつた一九八四年、また、国民投票（ジュラ州加盟による連邦憲法改正の是非を問

う)から一〇年たつた一九八八年にその收支決算とも言つべきものがあちこちで見られたがその評価は相変わらず主観的であることを免れえなかつた。

数字の上では、分離前に比べてジュラ州は残留ジュラ（ベルン州ジュラ）よりやや経済、人口の点では向上したと分離主義者は勝利宣言風にいうが、統計的には必ずしも「好調」ではない、と言われている。<sup>(14)</sup> とくに残留ジュラはベルン州では結果として人口にして七五弱しか占めないマイノリティになつてしまつたため、いまやベルン全体のファクターと画然とは区別して把握できないプラス・マイナスがあり、分離と残留のジュラの比較はいきおい都合の良い局所拡大とならざるをえないものである。

政治的な面ではいわゆる中央ジュラ（又シャテル州の北部と南ジュラ）はスイスの中では最も革新的地域として知られてゐるが、そのなかでも「南」はいわゆる左派政党への投票率がスイス一である。<sup>(15)</sup> 「北」も決して保守的な州ではない。その憲法の第一条には「ジュラ共和国は友愛を基調とする民主社会国家である」とうたいスイスで最も進歩的な憲法を持つてゐるといわれてゐる。ジュラ州の一九八六年のデータでみると、PDC（キリスト教民主党）三四・〇一<sup>(16)</sup> PLR（自由党）二九・〇九<sup>(17)</sup> UDC（中央民主連合）一・七五<sup>(18)</sup> PSJ（ジュラ社会党）一八・七三<sup>(19)</sup> PCSI（中立キリスト教社会党）一・九七<sup>(20)</sup> POP（労働・人民党=共産党）一一・〇六<sup>(21)</sup> CS（社会主義闘争党）二・三七<sup>(22)</sup> という得票率である。しかし、この政党と分離運動には必ずしも明確な相関関係がなかつた。むしろ人々が支持政党を離れて個別に分離、反分離の立場にたつたことはある意味ではこの問題の複雑さをかなり軽減した。とくに分離後の政体の主導権争いに分離運動への貢献度とか功績などというものが入り込むことはなかつた。政治的な意味で党派的に動くといふことがなかつたのは、国是のわりあい一致したスイスでは一般的傾向であるが、ジュ

テ問題にもそれが反映したとすると、この分離運動の性格を既存の政治的・党派的イデオロギーから分析することはとくに慎まなくてはならない。

## 五 ジユラ州創出

「ケベック州代表ど……」

ドアに二人の中年紳士が立つていて。二人ともマスクをしていた。

「……スイスのベルン州ジユラ地方代表でござい」

「ケベックとジユラ。両方ども同じ問題は抱えて居る。〔……〕どつちもフランス語は喋繰る。フランス語をしゃべるのに、周囲から見つ言うと、少数民族に成つて居る。んで、どつちもフランス語で一本化してえ、つまり、ケベックはカナダ国がら、ジユラ地方はベルン州がら分離独立ば為てえもんだと思つて居る」

井上ひさし  
『吉里吉里人』第九章<sup>(17)</sup>

ジユラ地方は九世紀の終わりごろまでは、ローマ帝国領土だつたりブルゴンド族、フランク族の住む地方だつたりしたがブルゴーニュ公国が成立するに及んで、その領地となつた。しかしその支配形態は極めてゆるいあいまいなもので住民に直接利害関係があつたのは狭い地域の領主にあたる支配者であつた。たとえば、ムーチエ・グランヴァル

Moutier-Granval（現在のムーチエ〈地区〉にほほあたる）は、ここにあつた修道院領地であつた。

この領地を西暦九九九年にブルゴーニュのルドルフ三世がバーゼルの司教アダルベーロ Adalbero 1世 [九九九年から一〇一五年まで司教在位] に献上する所からジュラ地方の複雑な歴史が始まる。

バーゼルの司教領はその後、三世紀ほどに渡つて徐々にその領土を周辺に増やし続け、現在のジュラ地方と呼ばれるほぼ全域をカヴァーするに至る。この南進がビエンヌ (ビール) Bienne/Biel 湖で止まつたのは一三五三年に「スイス」に八番目の州として加盟したベルン州が既に湖の北側までの領土を確定し、「スイス」を形成しつつあつたからであり、またもつと重要な理由として言語の国境がそこに存在していたからだとおもわれる。この言語国境は、イスの西部でラテン語が俗化（フランス語化）していく過程で、これに対し北からのアレマン族がアレ川に沿つて侵入しスイスの言語がゲルマン化した時にも破られなかつた。これは、ジュラ山脈の壁が文化の要塞になつていて証である。こういう点にもジュラ人の中に守りのシンボルとしてのジュラと言う意識が深層的に働いていると言えよう。

後に分断する南北ジュラは少なくともこの時点では領土的<sup>(13)</sup>にも言語的にもまた宗教的にも一つだつた。さらにベルンとも無関係の独自の地方だつた。またバーゼルの歴史とも没交渉である。バーゼルは一五〇一年にスイスに加盟している。

しかし、バーゼルの司教領（正式には司教公国）での封建支配技術はとくに高度なものでなかつた。司教領の支配体制は、時代と地域で多様なため、一律に述べることがおづかしい。しかし、このジュラ問題の視点からは次のことを確認しておけばよいだらう。司教領は神聖ローマ帝国の支配下にあつたが、この邊境操作に必ずしも従順でなく、

司教は常に、影響力を弱めようと試み、それはしばしば成功していたこと。従つて、こではテル伝説を紡ぎ出すような、ハプスブルク家へのリアルな抵抗感なく統治は推移していく。もうひとつは、司教公国内は、実質的には、教会・修道院参事会だけでなく、「貴族」と呼ばれていた世俗の領主・地主を始めとし、いわゆる第三身分と呼ばれるブルジョワ（ピエヌス、ラ・ヌーヴヴィル、ドゥレモンなどの町代表）、自由村の代表、他の州の領土のためそこに派遣された代官などによる混合支配が機能し、住民とバーゼル司教との直接の関係を緩やかなものとしていた。この三段支配は、ジュラの住民にとって、彼らのアイデンティティを侵すような意味での抑圧者を差異化し抽出するには、複雑かつあいまいな領域が大きすぎた。それは、彼らのアイデンティティの無自覚的自律性とも言えるし、一方差異の混沌状態ともいえる。

ノーヴィー中や、ビエンヌ Bienné、ラ・ヌーヴヴィル La Neuveville<sup>14</sup>、ディエス Diess<sup>15</sup>、オルヴア Orvin エルゲル Erguel<sup>16</sup> やノ・チリ St. Imier<sup>17</sup>、ベルン州に地理的に接する町や村（従つてバーゼルから遠隔地）が、一方で隣のベルンと同盟を結び始める。もつともこれはあくまで、一種の相互安全保証の同盟であるから、宗主あるいは領主の鞍替えではない。例えば、ムーチエを例にとると、領主の権益をめぐって、司教座聖堂参事会に選ばれた人物がベルンからの横槍で追われそうになり、それに対抗して立ち上がった住民にベルンは武力介入をしこれを鎮圧にかかった。このような場合、ベルンの威圧に対処するため、親ベルンではなくても、敵対するよりも同盟を結ぶことで支配=従属関係を避け、かなりの緊張関係を維持しつつも、司教領の枠内で自治を保持していくのである。ムーチエはこのようにして、一四八六年四月二九日ベルンと都市間同盟を結んだ。ベルンに接する南ジュラは必然的に北とは異なる保身を要したのである。この南北の差異は、ベルンとの位置関係の差の質的変換であり、その質の差異が後の

それが何より大きな差を波及的に産み出していくのである。

一六世紀に入つて宗教改革の波がこの地に及ぶとベルンがいち早くプロテスタント化した。この影響を受けて、同盟を結んでいる南ジユラから改革が進み、カルヴァンの協力者ギヨーム・ファーレルの熱心な布教とあいまつて、プロテスタントは急速にジユラ全域に広がつていった。しかし、北上して行つた宗教改革の波は南下するカトリック保守の波に妨げられ、今の南北ジユラの境で均衡した。「北」はかえつて団結を強くして、司教の宗教上・世俗上の権益を支持した。カトリックの防戦が可能だつたのは皮肉なことにバーゼル司教の失墜だつた。プロテスタント化したバーゼルから追われたグルンデルシャイム司教は北ジユラのポラントリュイに司教座を移したからである。

一時は宗教改革のために大混乱に陥つたジユラ地方をさばいていたのが一五七五年に司教に選ばれたブラレル・フォン・ヴァルテンゼー Blarer von Waltensee であつた。まことに、反改革を進めるために、当時まだカトリックに留まつていてスイスの七つの州と同盟を結び、ドゥラモンなどジユラのたいていの町が、すでにプロテスタント化していいたバーゼルと結んでいた盟約を破棄させ、スーザン・ムーチエなどがベルンと手を切るよう画策した。またムーチエやタヴァンヌを反改革のターゲットにしつつ、ビエンヌを取り引きの材料にして、ベルンがこの町との同盟を破棄するなら、カトリック側も手を引くとした、「ビエンヌ交換条約」 Bieler Tauschhandel を一五九九年にベルン相手に結んだりした。これはビエンヌの怒りを買ひ、結局発効しなかつた。ビエンヌなど南部はかえつて宗教改革をつよくすすめた。

同教領ジユラ全土がプロテスタント化するのはつい止められたが、こゝで南北ジユラは宗教的に二つの別な地域になつてしまつた。それだけでなく「南」は益々ベルンとの結び付きを強め、相対的に「北」との結び付きを緩くして

いつた。また、近代国家的な政治・行政の技術も進んできたため、人々の国家観も中世的な曖昧なものから、意識的なものに変化をし、そのことと、ジユラ的な北とベルン的な南との離反に拍車をかけた。けれども注意しておかねばならないのは、ジユラ全体は相変わらず神聖ローマ帝国に遠隔操作をうけるカトリック司教領の枠組みの中についたといふことである。従つてスイス同盟との国境は相変わらずビエンヌ湖にあり、ジユラには入り込んでいない。しかしジユラ南部には問題があつた。ムーチェにはベルンとの強い結び付きを通して「スイス」という意識が暗黙のうちに出来上がりつつあり、エルゲルやビエンヌ、スーザ・ヴァイ尔はベルンとの同盟地区、モンターニュ・ド・ディエスは司教とベルンの共同支配地と、濃淡はあるものの、司教領地内で複雑な色分けがはじまつていたのである。一七世紀に入つていわば宗教改革の総決算とも語らうべき「三〇年戦争」が始まるとカトリックの「北」はフランスやスウェーデンの軍隊の進攻を受け荒廃した。一方「南」はベルンなどとの同盟によつて固く守られていた。<sup>(20)</sup>にも南北の体験の差が見られる。歴代の司教は度々スイスへの加盟を試みたことがあつたのだが、成功しなかつた。<sup>(21)</sup>このため、「北」はすでにカトリックとして安定したフランスに心情的に接近するようになつた。ジユラ分離の底流に見え隠れするスイス／フランスの一項の対立の起源はこのあたりにあるかも知れない。

一八世紀末になり、反ベルン感情とフランス革命の影響<sup>(22)</sup>の地に一七九一年一月一七日ミローラス共和国 République rauracienne が誕生する。

これは北ジユラのアジャワ地方 Ajaoie、サン＝テュルサハヌ St. Ursanne、ゲレンモン地区、ラウフュン地区を含む共和国で、ボーノトリュイが都になる。まさ、「北」ジユラ全域である。南ジユラはこの革命に全く関与しなかつた。「南」がベルンとの関係を持たぬを得なかつたように、「北」では、フランスとの親密さを増していたのである。单

純な國式で言えばベルン＝プロテスタント＝南ジュラに対して、フランス＝カトリック＝北ジュラという緩やかな対立がこの時期からみられた。

この新共和国は、自らの意志で、フランスに合体することを決議し、一七九三年三月二二日、モン＝テリブル Mont-Terrible という名でフランスの八四番目の県となる。革命フランスのコピーのように、政争、恐怖政治、経済的疲弊などで県内は乱れるが、革命の気運は激しく、一七九七年一〇月一七日のカンポ＝フォルミオ条約でエルグル、ラ・ヌーヴヴィル、ビエンヌ、ムーチエ、オルヴァン、モンターニュ・ド・ディエスなど南ジュラの二二二のコミュースがさらに加入、ここに南北ジュラが合体した「ひとつ」のジュラ地方がほぼ一〇〇年ぶりに再び蘇つたのである。この時点でのジュラの「他者」はスイス＝ベルンであった。ただし無関係の。

ところがこの県はフランスの諸県に比べるとはなはだ規模が小さく、ナポレオンの執政誕生とともに、行政改革の一環として、一八〇〇年一月一七日、オー・ラン県 Haut-Rhin に組み入れられてしまう。県庁所在地は現フランスのコルマール Colmar。いよいよフランスに融合して行くかにみえたジュラ地方もナポレオンの失墜とともにその帰属が宙に浮いてしまうことになってしまった。バーゼルの司教の世俗権は革命中に消失してしまったからである。ジュラ人は自ら司教領というアイデンティティのひとつを喪失したわけである。このことが、後の分離運動で対立者の意識に復古主義を警戒する過剰反応を起しあしなかつただらうか。

いずれにしても、ジュラ地方が初めて自主的に自らの帰属を考える機会が訪れたのである。しかし住人は三様の請願を提示したのだった。一つはフランスの一部に帰属する（ボラントリュイを中心とする人々）、一つは新しいカントンをつくりスイスと盟約する（「北」のカトリックの人々。また別個にビエンヌの住民）、もう一つはベルンまたは

バーゼルに融合する（エルゲルやムーチエなど「南」の住民はベルンに、ラウフェンの住民はバーゼルに）というものである。このようにすでにジユラ地方は四分五裂であった。それにしても、今日のジユラ問題の発生を未然に防ぎ得たかも知れない重大な選択がこの時点で実際にはジユラの人々の手でなされなかつた、ということは、それだけの数のアイデンティティ意識があつたということである。

一八一四年三月三一日、ベルン最高会議はヴォー国 Pays de Vaud とアルガウ州 Aargau 放棄を条件にジユラ地方を引き取るという選択に對して否定的決議をしている。経済的に問題にならない引き換え条件だつたからである。

司教領という旧体制の支配形態は再興されないと見通しと、パリ会議で戦勝国がフランスに對してジユラ地方を放棄するよう決定したことの二つからジユラ帰属は宙に浮いてしまつた。メントルニヒはスイスの中枢的州であるベルンにジユラを一種の論功行賞として与える口実でフランスとの要害地帯にしようとした。しかしベルンにとっても自州がフランスとの間に長い国境を構えることは将来に不安材料を抱え込むことにもなるし、未練のあるアルガウとヴォーを放棄することにもなるので躊躇した。この点でのベルンの判断は極めて功利的である。しかし、何よりもジユラ地方は歴史的にベルンの自然な一部でなかつたこと、このことに決定的な問題があつたとすべきである。のちの分離主義者の主張の強みはここに遡及できるところであつた。当事者が（ただし当事者にのみその特権があるが）異議を申し立てれば、あたかもそこに不合理が客観的に存在するかのような効果を持つのである。

一八一四年八月一三日、ベルンで論争が続けられている中に列強はベルンに對してジユラの引取を提示したりしたが、一月一日のウイーン和平総会ではベルン代表はジユラ地方のような利得の薄い所より大きな所（ヴォー）を求めた。北ジユラ代表は「南」のビエンヌと歩調を合わせ独立を希望した。この時点では南北の一部は一致していた。

会議で調整が行われたが結局、ジュラ地方をベルンに与えると言うところに落ち着いた。一八一五年一月一六日ベルンは原則においてこの裁定を受入れ、三月二〇日この内容を盛り込んだ布告<sup>(23)</sup>が<sup>(24)</sup>出された。この時に有名なスイス永世中立の（再）確認が行われているため世界の歴史の中ではジュラ地方の行方はほとんど片隅に追いやられ人々の注意を引かなかつた。

三月三一日にこの布告はベルンの閣議にかかり諸カントンへ回された。あたかもナポレオンがエルバ島を脱出したというニュースの中であつた。四月一四日、ベルン秘密會議は最高會議に、ジュラ編入受理の方向で報告書を提出し、その結果、最高會議は賛成一三四、反対八七でジュラの命運に決着を付けた。そして、この決定が実効を持つたのは同年八月一三日のことであつた。それは同時に西暦九九九年から続いたバーゼル司教公国＝ジュラ地方という図式の崩壊の日でもあつた。ジュラ地方は一部、ヌシャテルやバーゼルに引き取られた部分があるが<sup>(25)</sup>、そのほとんどは、ジュラ人の意志もまたベルンの意向も反映しないままベルン州の一部となつたのである。

併合に際しては一月三日にベルン、ジュラそれぞれ七人の対等なメンバーによる委員会がおかれ、新体制についてさまざまの問題が討議された。この結果は一月一四日に二七条からなる『合併報告書』になつた。もつとも大きな問題は宗教であつて、プロテスタント州のベルンとカトリックの北ジュラとの融合に関するものである。政治的側面では、平等を強く打ち出している。この報告書は一月二三日にベルン最高會議で承認された。それを受けベルン州は一八一五年一二月一八日ドゥレモンで領地宣言を行なつたが、実際に行政的にジュラ側が旧体制から移行するのには時間がかかり、ベルンへの帰属を正式に彼らが受け入れたのは一八一八年六月一四日であつた。

ジュラ地方は五つの代官所管轄（ドゥレモン、ポラントリュイ、セニュレジエ「フランシュ＝モンターニュ」、ム

一チエ、クルト・ウラリ）に分けられベルンから派遣された代官に「支配」される形になつた。このように、二つの「国」は合併したのでなく支配・被支配の関係に入つたという認識は、そこに意味を持たそうとすれば、たちまち厳しい紛争の材料になる。ここには差異の意味づけが必要であるが、少なくともその意識以前に実感として、ジユラ人が初めて持つた「異種」との接触であり、また、みずからの中に抗体を発生させ防御姿勢に入らせる可能性がある「他者」であつた。

生活感覚として、ジユラ住民にはウイーン体制の決定に対する不満はあつた。それは移様な面から見なければならないが、例えば実際には増税された訳ではないのだが、それにもかかわらず重税感ということがあつた。ベルンは相変らず都市貴族 *Patriziat* 政治であり、特に北ジユラの住民にとつては今までの司教領としての緩やかな支配形態、革命フランスの一地方の新風に慣れていたため、これと大いに違つたベルンの代官支配に違和感をかなり感じていた。税を取り立てる厳格なシステムに支配者＝被支配者関係の意識を募らせた。同じ税額でも、納税と感じるのか收奪と思うのかでは大変異なる。この意識は、支配者（と感じることと、支配者に関する種々の与件を提示することとは実は同じ記号の読み替えにすぎないのだが）がドイツ語圏の人間であること、プロテスタントであること、しかもこの州では「彼ら」がマジョリティであること、ジユラにドイツ語ベルンから移住者が入り込んで、ゲルマン化が身近に感じられるようになつたことなどと結び着いて、カルテヤー・ギャップの意識から引き起こされる心理的抑圧感を産み出した。

ベルンとの地方との関係は併合後一五年ほどする内に友好的とは言い難い様相を見せ始めた。また「南」でさえ、ウイーン体制までは、ベルンと対等の盟友関係であつたのが、支配＝被支配関係に転落してしまつた、と感じ始める

住民が少しそうつ出てきた。

ジュラには今までの体制上貴族はいない。一方、ベルン政治の実権は貴族にのみある（ただし貴族制度は一八三一年になくなる）。制度の違いは、それだけでも不満の種になりうる。ジュラはフランス革命の体験を持つている。その自尊心は屈辱感をさえ産み出した。

一八三〇年ころから自由主義者のストックマル Xavier Stockmar やノイハウス (ヌオース) Charles Neuhaus が七月革命の気運に乘じてさかんにジュラの権利確立のキャンペーンを始めた。パリのジャーナリズムを利用した反ベルン運動や愛郷歌、政治結社の創設などである。一八三一年一月一二日ミュンジンゲンで住民の大集会が開かれたが、ストックマルはベルンに指名手配され、亡命した。しかし住民の熱にベルンは折れて、憲法制定会議が開かれ、議員一一二人のうち一八人のジュラ代表がこのに加わることが出来た。同年七月三一日、憲法が制定されたジュラ人の権利はこの時以来徐々に保障されていった。ストックマルも復権し一八三一年、"L'Helvétique"新聞を創刊、ジュラの権利に論陣をはつた。

しかし様々な軋轢がたびたびおこつた。北ジュラはとくにプロテスタント運動に対しては神経質に反応し抵抗した。一八三四年の宗教生活の合理化案 (バーデン条項) に対して「北」ジュラは「カトリック万歳、カトリックもしくは死。プロテスタントに死を」という激越なスローガンで対抗、ついに、ベルンは軍隊を出しこれを鎮圧した。このとき「ベルンからの分離」という観念が初めて人々の胸に芽生えた。首謀者たち、たとえば司祭のキュツタ Cuttat などは亡命した。

とは言つても、ジュラの分離に収斂するようにいかにもそれらしい年代記つくりをすればもうともらしきものが出て

来るが、マイノリティであることはなにもアブリオリには正義ではないとすれば、大方の出来事の「意味」はたいし  
た事ではなくなる。ただ、一九世紀を支配したロマン主義の数あるファクターの内の「祖国」とか「自我」は過去や  
現在を全く別に布置することを流行にした。

他方、リアリストのジユラの指導者達が実績を上げたのは、ジユラの産業振興であり教育活動や学校設立や出版や  
鉄道敷設であり政治参加や宗教上の自由の保障のための具体的政策作りであつたことを忘れてはならない。こういう  
要求や努力を巡つてのさまざまのトラブルは、一九世紀の初頭から産業革命期を経て第一次大戦までのヨーロッパの  
コンテクストでみればそれほど目立つことではないといえる。そしてそれらのほとんどが獲得されたのである。自治  
や分離についての意見があつたにしても、それはジユラの山奥に道路を作りトンネルを穿つ工事というような実際生  
活のレベルとの比重をかんがえれば、ほとんどたんに観念でしかない。観念が一番尖鋭化しやすいもののひとつは宗  
教で、ジユラ対ベルンの対立の宗教に還元された対立は一気にさまざまの「差異」のアイデアを産み出していく。

例の一八七〇年七月一八日のヴァチカンの「教皇無謬宣言」に端を発する「文化闘争」Kulturkampfもそのひとつである。この闘争はカトリックのジユラを弾圧する結果となつた。その時までにジユラはベルン軍の治安部隊に  
六回も制圧を受けていたからその延長で見たこの図式もそこだけに注目すれば、ジユラの被抑圧者としての姿を描く  
ことが出来る。けれど、「文化闘争」はそもそもプロシアでの運動であり、これがスイス全土に波及し、爪あとはジ  
ュア以外の至る所にも残つたのである。さらにこれは改憲派と反改憲派の対立でもあり、かつ信仰に政治が口を出し  
たという一面の裏のもう一面は政教分離の近代的大キャンペーンでもあつたことを考えれば、たとえば善玉・悪玉式  
にジユラ地方に一方的に必ずしも加担はできない。しかし、聖職者任命に住民投票を持ち込むことの可否を問う投票

で「南」と「北」は決定的なちがいを示してしまったことは認認しておいてよい。つまりカトリックとプロテスタントの溝である。

110世紀になつてもいくつかのジュラ分離につながる動きはあげることができる。たとえば、一九一三年、ジュラのEloy 村と Scheulé 村の名前を、ここに移植してきたベルン人の要望でドイツ語名にすることをベルンの執行議会が決定した時の反対運動や一九一五年、ジュラのベルン併合百周年記念行事を一部住民が阻止、妨害したことなど。それらの多くはすでにシンボル化した「郷土ジュラ」被抑圧者、ベルン=抑圧者、という記号による自分たちの属する体系の読み直しであつて、しかもこれはジュラ問題という摑み方をしたとき、論者にも滑り込んでいる記号体系でもある。

ジュラ地方ではスイス法を受け付けなかつた。ほとんど一世紀にわたつて、ナポレオン法典（民法、刑法、商法）が施行され、この地にスイス法がひかれたのは一九一二年のことであつた。これは逆に言えば、ベルン側が配慮をしてきた証である。ベルンは荷厘介な経済後進地帯のジュラを抱え込んで手厚い経済保護政策ももつてきた。ベルンの九閣僚の内二名はジュラ出身者になつていて、全州議會議員（上院議員にあたり、各州定員二名）も一名はジュラから出ることが暗黙のうちに認められていた。しかし、ジュラの住民サイドからは、それはマイノリティに対しても当然のことであり、恩きせがましく喧伝すべきことではない、とかえつて反発の世論を喚起する材料にすらなりえた。さらに、平等という観点からは、行政の担当者、とくに、ベルン州議會議員や官僚の中間層は実質的にはほとんどベルン人に占められていると主張も出来た。しかし、この主張は人口比の無視と、そのほかにつぎの実際的職業選択のビヘイヴィアを考慮せずになされているものだとも言えよう。<sup>(27)</sup> すなわち、ジュラ人も上層部や中枢はそれなりの数い

た。ベルンで働いて、カルチュア・ギャップに耐えるに値する名譽、誇り、報酬の見返りがあるからである。しかし中間以下になると、あえてドイツ語圏で働く意義がうすいとかんじる者が多い。書類の九〇～九五<sup>(28)</sup>はドイツ語で作成されているし、加えて、日常生活のドイツ語はすべて、「ガーテのドイツ語」とは架け離れた方言である。しかも、スイス人は「中央幻想」概念を一般には持ち合わせないから、郷里を離れてまで、求職するに値しない仕事は求めない、という一般的性向も無視できないであろう。おそらくことは、賃金の格差が持つ求心力より、土地への密着の引力が強い事にも起因しているのであろう。ここに、しかし、ジュラ＝ベルンの枠内ではジュラ人にある種の潜在的不満、すなわち、求心力と引力とのアンビヴァレントな感情を持つことを余儀なくされるという不満、を蓄積させていったであろう。このことは、一般化して言えば、分離・独立指向の要因の一つに、深層心理的にひそむこの「アンビヴァレント」な感情の廃棄願望というものがある、ということである。廃棄は、しかし、必然的に実際的不利益を伴うはずで、その明らかな帰結を隠蔽するため、分離・独立というイデオロギーが常に輝かしい神話創出で補強されるのである。

いざれにしてもある体系が創出しつつあつた。その総括として「ウィーン会議決定は、ジュラの自治の歴史に対する冒瀆とスイス諸州の民族的自決権への侵害という二つの誤りを我々に押し付けた」（ボラントリュイ出身の議員、グザヴィエ・ジョバン Xavier Jobin の国会演説）という形で表明されたのは一九一九年のことであつた。こう表明する」ととジョラ分離の理念の形成とはもう一步の差でしかない。

大戦後の一九二〇年頃からジュラとベルンの経済力の差が問題になり始めた。とくに一九三〇年代の不況期、自らたちの経済状態の悪さの原因の説明を求めるようになつた。<sup>(29)</sup>

理不尽な現状という説明体系が人々の頭のなかで作られていく。さらに、ナチス台頭を反ゲルマンからの反ベルン感情に結び付けるとか親フランス（ジュラ地方は歴史的経緯からも地理的状況からももともとフランスに傾いている）をスイス・ロマンド（フランス語圏スイス）との連帯意識へ近づけフランス語の擁護とか語のジュラ愛郷のシンボルがいくつか補強される。おそらく、このあたりからジュラ分離達成までの期間は、何の種の体系の補強と補強された体系の自己増殖活動の昂揚期と言えよう。<sup>(30)</sup>

すばらにジュラには《ジュラの利益擁護協会》Association pour la défense des intérêts du Jura、《プロジュラ》Pro Jura、《ブルーフ振興会》Société Jurassienne d'émulationなるの団体が出来ていたが、これらの組織は一九四〇年代に入ると、ベルン政府相手に自治の問題を提示するようになつていった。

このようにジュラの分離意識は年々増幅されて行つたが、ベルン州憲法では領土保全の権利と義務がある以上、分離を可能にすることは不可能である。憲法改正が必要である。しかしマイノリティが分離を請求するという大変厄介な問題に、関係のないマイヨリティがつきあつてくれるだろうか。多数決原理の民主的方法はマイノリティの要求といふようなケースでは最も不利に働くシステムだと云ふと人々は気が付いたのである。多数決の原理を維持しつつ少数が勝利する方法はあるのか。州の領土の自己解体の決定をする権利が誰にあるのかというパラドックスにも似た問題を克服出来るのか。

第二次世界大戦後の一九四七年九月、一つの“事件”が起つた（言え換えれば、事件化する一部の人々にあらたな説明体系を与えた）。ジュラ問題が緊張をはらみだしたもなかにジュラ出身のジヨルジュ・メックリ Georges Moekli 議員が、「ドイツ語が喋れない」という理由で土木・交通担当の州政府大臣の座を拒否されたのである。そ

れは、フィクションに限りなく近いよく出来た物である。「フランス語しか喋れない人に交通大臣の職を任せるわけにはいかない」と演説したのはインター・ラーケンの歯医ハンス・チュニ HANS Tschumi（後に連邦議員となる）であるが、コンテクストがある。それはジュラ地方の鉄道経営が財政的に逼迫してその打開に、ジュラ出身だからという理由でメックリ氏に仕事を任せてよいのか、それほど簡単な問題ではないのだ、フランス語だけでベルンの政財界関係者とどうやって折衝をし赤字補填をするのだというものであった。そして九月九日にこの大臣職にはドイツ語圏の新人代議士が任命された。ジュラ人はこれにまちがいなく憤激した。早速一千人集会をダウレモンで行い、ムーチエに《ジュラ人の権利擁護のための委員会》（通称《ムーチエ委員会》）を発足（一九四八年）、分離の気運は高まつていつた。ロジェ・シャフテル Roger Schaffter やロラン・ベグラン Roland Béguelin などの指導者も出現し、明確な運動体として動き出したのである。

《ムーチエ委員会》は一九四八年四月三〇日「ベルン州政府に提出するジュラ問題」というタイトルの冊子を発行。一二二項目にわたる政治、経済、文化に関する問題点をベルンにつき付けた。結論部分で「州憲法は、ベルン州においては至高の権利はベルンの人々と同様ジュラの人々にもあること、ならばにそこを基盤とするすべての帰結を認める」と。ジュラの権利擁護のためには連邦的でかつ二院制（ベルン議会とジュラ議会）を設けること」と述べている。しかしこれらの提言全体はベルン特別審議会で否決され、一九四八年七月九日にその旨伝えられた。理由は一言で言えば、ジュラ人の権利は現状で十分守られているというものである。

ベルン州の統一の観点に立てば、州民のマジョリティを逆差別したり分断したりしないことこそ正義だという理論は十分成り立つ。ただし、よって立つ価値の体系が異なるときにはジュラの論理もベルンの論理も普遍とはな

り得ない。とくにマイノリティなどという、血口の帰属している集団の構成員の数の少なさが「正義」にともすればなるような「系」はそうでない人々にとつては、いいがかりでありとまじい以外のなにものでもない。もうひとつは、そのマイノリティ集団のなかのマイノリティ（反分離主義をとるひと）を巻き込まないような要求の受け入れ方があるのかどうか。民主主義の多数決原理をグループ間に適応するときにおこるアイデンティティのまだら模様をいかに平進化するかという、基本的なパラダイクスをどう打ち破るのか、という問題もあいかわらず解けていない。

それでも、《ムーチエ委員会》の要求のうちいくつかは、一九五〇年一〇月一九日の憲法改正で受けとめられる。しかしジユラは不満であつた。

《ムーチエ委員会》とほぼ同じ頃（一九四七年一〇月二〇日）に発足した《ジユラ連<sup>合</sup>》Rassemblement jurassien [RJ] は、当初は田立たない運動体であつたが、この新憲法問題がおこり、にわかに活動を始めた。田標はダインクトに「ベルンからの分離によつて自治国家を創設する」<sup>(33)</sup> である。ジユラの民衆はスイス連邦誕生により昔からいの土地に住んでいるのだ、というおなじみのセンチメントが前面に出きくる。これは後に六（「文学・証言」）で扱うテーマともなる。

その一方で「分離」ではなく「血泊」<sup>はむく</sup>める穩健派や「反分離」運動もはじまつた。一九五一年に結成された《ジユラ愛郷同盟》Union des patriotes jurassiens [UPJ] がそれであつた。<sup>(34)</sup>

ベルンだけではなく身内と思つていたジユラ人からも激しい抵抗がでて來た。そのことは、いつそう「ジユラ」と「ハシニユを鮮明にする」ことはあつても、決して排除すべしものではなかつたはずだが、もちろん運動家にはそのことは見えにくくなつてゐる。〈分離〉というアイデアで人々は未だ存在しない分離を語りそれは運動につながり、

運動は〈分離〉の表徴をさらに豊かにしていく。たとえば、アイデンティティである。（後に、七「アイデンティティの田環」でかんがえる）。

一九六〇年代<sup>(35)</sup>になって運動は激しさを増していく。若者の中には、《牡山羊》 Béliers というグループがつくれられ、ベルンはおしゃべり、しばしば激しい示威運動や放火、投石を行つた。また《ジユラ解放戦線》 Front de libération ju-rassien (FLJ) という地下組織が結成されたりもした。テロリズム肯定のこの過激派は大衆的基礎を持ち得ず、首謀者一人が一九六四年に逮捕されて消えた。その前、一九五九年、RJはベルン政府に対して住民発議（イニシアティヴ）initiative を提示してふた。ジユラ自治権のための住民投票請求である。しかし、投票結果は完全敗北であった。<sup>(36)</sup>

結果は特別自治権を是とするもの一一〇、一〇〇〇票、否とするもの八〇、一四一票。しかむジユラ地方内でも是が一五、一五九票で否の一六、二五五票を下回つた。〈地区〉で見ると、ボラントリュイ六四、七四、ドゥレモン七〇、五八、フランシヨ＝モンターニュ七四・七八でいずれも是が勝り、ラ・ヌーヴ・ヴィル三三・九二、クルト・ウツリ二三・四一、ムーチュ三三・七五、ラウフエン二六・三〇では是は三分の一やつとであった。この「南」と「北」の格差は結局一五年後の結果を予告していた。同趣旨の住民投票は一九六一年五月にも行われたが、結果は同じであった。

その後ベルン政府がやや方策を変え、一九六五年一月一一日、ジユラに相対的自治権を与える案を提示したが、RJはこの内容を不十分として拒否した。

この間、フランスの手の運動家との連帯による外圧のへりや文化人のアンガージュマンによる世論喚起なども

雰囲気作りの一助になつたが、要するにこの形式の投票は何度繰り返してももともとマイノリティであることが原因ではじまつた運動をマジョリティ原理（多数決）で解こうとするのは一種のパズルではないかと一部の人々は苛立ち始める。

実は、困惑はベルンの方にはるかに大きかつたと見るべきだ。ここまでみて来て我々が抱く思想は次のようなものであろう。ジュラのアイデンティティのためにベルンが自らのアイデンティティを切り崩すわけにはいかないし、合法的な最善の手立てをすでに尽くしている。過去のいきさつから譲れるものはすべて譲つているではないか。なにより民主主義の原理から言つてもそれは「ベルン側」が解答者にならねばならない筋合いはない。ベルンは專制君主でないだけその分だけ解決から遠い所に置かれている。こうなるとベルンの本音は、究極のところ、解決の持つもつともラディカルな意味、すなわち、ジュラ問題からの解放と読んだ方がよいのではないか。

「本当に」ジュラが求めているものを問いかえすことはもうやめたほうがよい。この際パズルを解いてしまうことが急務なのだ。たとえそれがニセの解決でも。

ジュラのあちこちでおこる「いわれのない」反ベルン（この時点では彼らもベルン州人であつた事を確認しておく必要がある。つまり、反ベルンというのは、民主的な枠組みの中では、自己に向けた刃でもある）。この内なる反乱を、ベルン州は、自己のうちに分離したい「部分」が存在することの証と認め、その明確度を確かめ、一定のルールのもとに分離を可能にする道を開くことを考え始めた。それは我々の目にはむしろこれは「ベルン解放」のための処方箋に見える。いわば自己解体を、解体する自己が自己決定するという奇妙な実験である。

マイノリティと思われる者を大括りに事前的に抽出し、関係者と部外者を区別した上で、分離についての投票をさ

せようと言つものである。マジョリティからマイノリティを救う（厄介払いする）方法、これが論理的に得られた最善の帰結である。いかにも関係者の意志を問うというかたちをとりながら、平行的に関係者を識別し、彼らを解放するのだから。

多数決の原理に則つたデモクラシーが建前上、前提としない反デモクラシーの採用をあえて行ってみようというのである。ベルンは《賢人委員会》を設立、元連邦議会議員のマックス・アチピール Max Petitpierre、ムーテーン Wahlen と国民議会議員のブロガー Broger、グラバー Graber が委員となりジユラ問題の解決に乗り出た。その結論は一九六九年五月一三日付けの「解決への提言」という文書にまとめられた。これは多段階式の〈自決〉方式を提案したもので、そのためにはベルン憲法に特別条項を加えねばならない。多数決の原理を形式的に守るため実質的には破るというパラドックスがそこにあることを住民が納得するところから始めなくてはならないからである。

追加条項の第一条は条項全体の目的を「ジユラ地方」（一九五〇年のベルン憲法に規定されている）の全体もしくは一部の自決を確定するためのものとし、第二条はジユラの七〈地区〉に新州創設にかかる住民投票を行う可能性をめぐるというものである。この部分がまず大変な「発明」である。ジユラが「身内」で決着をつけるような作為をえてしている。つまり、この段階でもうベルンの問題ではないという意志表示でもあるのだ。第三条はジユラ全体が多数決で、ある方向決定をした場合にも、この中の〈地区〉はこれに対してさむに別の意志表示を行いうるよう扉を開けておくこととなつている。つまり〈地区〉段階で、多数決から免除されるよう事前に配慮されているのである。第四条は、〈地区〉決定に対してもうじに属するコミューヌが反対方向の決議をなしうるよう保障することとなつている。もう一段多数決から救済されるよう配慮がなされているのである。ただし、この条項は、その結果コミューヌ

が飛び地にならない位置にある限り、という留保がついている。第五条はラウフェンについての特別条項で、もしこの〈地区〉の住民が分離反対の意志表示をした場合、有権者の五分の一の請求で二年以内に住民投票を行つて、隣接するいざれかのカントンに帰属する可能性を開いておく、というものである。ラウフェンは図4で明らかなようにもベルン残留を選択するとベルン州からは飛び地になつてしまふ。隣接する州とは、バーゼル州とゾロトウルン州である。この条項もある選択を見越した一元的多数決原理に反する恣意的で、しかし最も現実的な規定である。その他この《ベルン憲法追加条項》は数多くの広いめくばりのきいた項目を注意深く設定している。<sup>(37)</sup> これは憲法条文と言うよりむしろ、ジュラ新州を必要とあらば、確実に誕生させるための空間的にも時間的にも綿密に練られたシナリオとすべきである。

ベルン憲法追加条項承認のための住民投票は一九七〇年三月一日におこなわれた。結果は、承認するもの九〇、三五八票、しないもの一四、一三三票で、とくにジュラ地方では二〇、四二一対二、二五九だつた。いよいよ決着をつけるところから逃げられない。そこで今まで以上に反分離派と無関心派が興奮し出した。ゼロ度の地平に他者が「意味」を付与してきたのに不本意でも対抗しなくてはならないのだ。『有微』というフィクションの舞台に無理矢理引きずり出されたのだ。その上、基本原理は相変わらず多数決である。今や、もしかすると、自分の村で、一票の差でも、自分の意志に反して分離する事を強いられる状況が出てきた。

《ベルン憲法追加条項》の第二条二項は、ジュラ地方の住民の内五千人以上の請求またはベルン政府執行議会の決定で第一段の住民投票に入ることを定めていたが、実際には一九七三年九月九日のRJの請求に答える形で、ベルン政府がこの投票実施を決定した。投票日は一九七四年六月二三日となつた。

設問は「あなたは新しい州を設立したいですか」。これに「諾」または「否」で答える。対象になる住民はドゥレモン、フランシヨ＝モンターニュ、ボラントリュイ、ムーチエ、クルトゥラリ、ラ・ヌーヴィル、ラウフュンの七地区に住む有権者のみである。投票日は朝から豪雨だったが、スイスでは稀に見る極めて高い投票率であった（八八・六七%）。その結果、新州設立に賛成する票三六、八〇一、反対票三四、〇五七。過半数点を〇・六八%オーバーしただけの薄氷を踏む分離決定だった。有効投票数（無効投票または白票は一、七五一票）のみで見ても一・九七%の超過にすぎない。しかも、地区別に見ると、分離賛成が過半数を出したのはドゥレモン（七六・一%）、ドゥルシヨ＝モンターニュ（七五・七五%）、ボラントリュイ（六五・六八%）のみで一九五九年の投票と同じ結果になつた。残りの四地区では反対が賛成を上回つた。すなわち、クルトゥラリ（一・八四%）、ラカフューハー（一・五五%）、ムーチエ（一・〇四%）、ラ・ヌーヴィル（三・八七%）の賛成票しか集められなかつた。

この投票内容を少し細かく見よう。ドゥレモン地区の中では三コマースの内、三コマースで「否」が「諾」を上回つてゐる（Ederswiler 五二五・五、Robevelier 一五対八、Roggenbourg 七七対一四）。まだボーノトリュイ地区やヌリコマースの区、三コマースで逆転が起つてゐる（Asue 一八〇対六八、Bonfol 一四対九の均衡、Roche-d'or 一七対九）。ドゥルシヨ＝モンターニュ地区だけは一〇七コマースが「諾」が優勢を占めた。一方、「否」が多数となつた四地区でも接戦（地区）ムーチエでは三三コマースの区、九つが「諾」を選んでる（Chatillon, Corban, Courchapoix, Courrendlin, Les Genevez, Lajoux, Mervelier, Rossemaison, Vellerat）。ドゥルシヨ＝モンターニュは予想通りまだら模様の諾否が出た。それはまだまだら模様のアイデントイティといふべきだ。投票率でみると分離に傾いた地区の方が高い。最も投票率の高かつたコマースはムーチエ地区のドゥルシヨ＝Vellerat だ

一〇〇票<sup>32</sup>、逆に最も低かったのが同じ〈地区〉のラ・ショールト村で六七・七四票<sup>33</sup>だった。比較的低かった所にドゥレモン地区 Ederswiler (二七・四一票<sup>34</sup>) や Roggenbourg (七一・四一票<sup>35</sup>) があつた。それらの村の特性についてはあとで触れる。

有権者の九割近く七七、六一人が一四五箇所の投票所へ足を運び、開票は午後一時に始まり五時に集計結果がでた。「ジュラで一番長い日」<sup>36</sup>は分離という結果で幕を閉じた。それは「ジュラ劇」の一幕の終了<sup>37</sup>であつた。しかし、七つの〈地区〉のうち四つでこの結果に不満を表明する住民が過半数を占め、翌年の三月一六日にまずムーチエ、クルトゥラリ、ラ・ヌーヴヴィル地区で有権者二〇票<sup>38</sup>の請求により第一段の住民投票が実施された。この投票ではとくに先回接戦をしたムーチエ地区で加熱ぎみの戦が繰り広げられた。というのは、もし地区の票が分離に賛成と出ると、コミュース票いかんに係わらず、ジュラに組み入れられる部分と、旧ベルン並びに早くベルンを決定したクルトゥラリに接する部分のコミュースのように三度目の住民投票が待っているコミュースとの二種が出現することになったからである。このため投票率が九六・〇一票<sup>39</sup>にまで上がつた。しかし、その結果は三地区ともベルンに残留という、ジュラ全体とは逆の結論を出した。それは多數決原理からの救済システムのおかげである。しかし、分離主義者は、これこそベルンの仕組んだジュラ分断のあくどい策略だと激しく非難した<sup>39</sup>。

ムーチエ地区ではベルン残留を諾とするもの九、九四七票、否とするもの七、七四〇票、クルトゥラリ一〇、八〇一対三、二六八、ラ・ヌーヴヴィル一、九二七対九九七でほぼ前回の投票と同じ結果を得た。異なつた点は、全体の投票率の高さ（どの〈地区〉も九〇票<sup>40</sup>以上）。もちろんムーチエ地区の九つのコミュースでは、先回同様ジュラ分離を支持した。コミュースとしてのムーチエ市では前回、分離賛成一、一一四、反対一、一九四、無効・白票一一四で

あつたが今回もそれぞれ二一、一一三八票、二一、五一四票、二八票だつた。前回の分離派四七・八一票に対しても、今回は四六・七二票で微減。この投票は癒し難い分断をムーチエ市に残し、半年後の最終投票へと熾烈な戦いを展開するといふになる。

三段目の投票が行われた。憲法追加条項の第四条の規定により、ジュラ州に確定した〈地区〉とベルン州との境界に位置するコムーネに再々選択のチャンスが与えられ、ムーチエ地区の一コムーネとシーカンモン地区の一コムーネは一九七五年九月七日、一四日、一〇日、一九日と村々の投票をした。その結果、ムーチエ地区の Chatillon, Corban, Courchapoix, Currendin, Les Genevez, Lajoux, Mervelier, Rossenaïson やジュラ州に埋り込み、シーカンモン地区の Robévelier や Roggenbourg がジュラ州から離脱した。ムーチエ地区の Granval, Moutier, Perrifitte, La Scheulte の四コムーネは分離を求めたが果たさなかつた。また、州境にないための「返り咲き」が許されなかつたコムーネがムーチエ地区の一ハ、シーカンモン地区の一ハ、ボラントリュイ地区の一ハであつた。この内の初めの一コムーネは後に問題を起しす。

一九七五年九月七日の夜、ムーチエ市で暴動が起つた。この日に実施された投票で三度目の挑戦に二一、四五〇対二一、一五一票で破れた分離派が反分離派と暴力的な衝突をしたのである。ベルン警察が介入せざるを得なくなつて、この騒乱は明け方まで続いた。ジュラ問題がアイデンティティの問題である以上、多数決の原理はどうだけ細かい配慮をしても住民を救えない。集団のアイデンティティは個の自我との複雑で多元的な相互関係だから。この問題はのちに考察する。

もう一つの〈地区〉のラウフュンでは、第一段投票請求にむけて二三三一一人の署名を集め、一九七五年九月一四日、

敗者復活戦投票で行われた。その結果、反ジュラを打ち出した。四二一六対一六四票の圧倒的ベルン支持であった。ただこの地区のみ前述のとおり特殊事情があり（ドイツ語圏であること、バーゼルに近いこと）、当初から、分離はしないだろうと見られていたが、必ずしも、親ベルンではなく、この際、バーゼル（バーゼル・シュタット州かバーゼル・ラント州）、あるいは同じく隣接するゾロトゥルン州に帰属替えをする可能性も持たされていた。その期限はベルン憲法追加条項第五条により、一九七七年一月一九日までに住民発議（イニシアティヴ）をするという留保つきであった。しかし、結果として、旧来のままベルン州に残っている。しかし最近バーゼルへの帰属替えの問題が再燃している。<sup>(40)</sup>

最終結果として、北ジュラの三つの〈地区〉マイナスコミニューヌとムーチエ地区の八つのコミニューヌがベルン州からの分離を選んだ。

この時点で、人口六七、二六一人、面積八三七・四<sup>41</sup>km<sup>2</sup>の新しい州の規模が確定したのである。プログラムに沿って、すぐに立憲会議が設立され、ジュラ州誕生への歩みを踏み出した。<sup>(42)</sup> 新州の体制の詳しい経緯と内容が全国に報告されたのは一九七七年一月一六日だった。

最後の手続きは、この州をスイス連邦の一員として認めるかどうかの全国投票である。これほどの騒がしかつた問題に、今まで国はほとんどかかわりを持たなかつたのは、いかにスイスが地方自治、自決の精神に支えられた制度を堅持しているかの証であろう。今回は、スイス連邦の根幹にかかわる憲法の改正に關係するから全国民が投票に参加する。

連邦憲法の第一条はスイス連邦のメンバー名を定めている。それと関連して第八〇条は全州議会議員の定数を各州

二名の計四四名としている。州が増加すれば二名増員となる。この二つの条項の改正の是非を国民に問うものである。国民投票は一九七八年九月二四日に行われた。結果は改正を是とするもの一、三〇九、七二二票、否とするもの一八一、九一七票。ハ二・三五の同意を得てジュラ州は連邦の一員に迎えられた。その結果、ジュラ州は一九七九年一月一日をもって発足することに決定した。

しかしこの投票内容をすこし詳しく眺めると、やはり「南」と「北」の溝がいかに深かつたかということがよくわかる。

まずその前に、全体の様子をさつと見よう。ジュラ新州連邦加盟に反対する票が上回った州はなかつたが、二五州（半州を含む）中、ジュラに最も消極的だったのがベルンだったことはやはり問題の複雑さを見せており。全国平均で反対票は一七・七五%であつたのに対し、ベルン州は三〇・四%（八二・〇五〇票）あつた。ジュラ地方の票を差引いて見ると、その反対票は三一・二七%に上がり、ベルン人がジュラ分離（あるいは分離問題）にかなり反感を持っていた事がわかる。しかし、それは元からあつたものだろうか。ジュラ問題にたいする反感だとすると、敵対はジュラ分離運動家が種を蒔いたものだ。ジュラ＝ベルン関係をアイデンティティという表徴に置き換えた時に全体の布置は変わつたのだ。

では逆に積極的に応援をしたのはどこの州だったのか。九〇%以上の賛成票を集めたのがフリブルー州（九〇・一%）、ティチーノ州（九五・一%）、ヴァレー州（九一・九%）、ジュネーヴ州（九一・二%）であつた。いずれも非ドイツ語圏である。同じフランス語圏でもヴォー州は八八・六%、ヌシャテル州は八四・七%で、全国平均の八一・三%より高いとはいえ、それほど高率でない。一方ドイツ語圏でありながらルツェルン州（八八・一%）、オプヴァ

ルデン州（八九・三<sup>四</sup>）、ニートヴァルデン州（八六・五<sup>四</sup>）、ツーケ州（八七・一<sup>四</sup>）、アッペンツエル・インナー・ローデン州（八七・〇<sup>四</sup>）は比較的高い支持を示した。

この理由説明は簡単である。非ドイツ語圏が比較的高いのはジュラ問題が言語戦争だという「通説」によるからで、一方、ドイツ語圏の幾つかの州が高い支持を示したのは、これらがカトリックの優勢な州だから、ジュラ問題は宗教戦争なのだというもうひとつの「通説」に支えられたものなのである。そして、ここで見る限り、言語より宗教がや上位ファクターであつたことも明白である。たとえば、同じフランス語圏でもカトリックの諸州とプロテスタント州のニャンテルの反応の差がそれを説明している。またドイツ語圏の同じ州でもジュラを高率で支持したアッペンツエル・インナー・ローデン州と対象的にプロテスタントのアッペンツエル・アウサーローデン州は反対票二六・九<sup>四</sup>の冷たい反応を示した。それはまさに「北」と「南」の分断のある「通説」部分を全国規模に拡大してみせてくれているものだ。あるいはカトリックのヴァレー州やフリブル州がイタリア語圏のティチーノ州より賛成票が低かつたのはこれらが言語国境をもつ州のためドイツ語圏を半分抱えていることの理由をあげることができる。しかし、ジュラ問題がそのような単純な二項対立ではなかつたことはすでに見てきたとおりである。とは言つても、ジュラ問題にそれらとは別の実体的な大義があつたというわけでもない。創生物語はその時間的空間的総体がひとつの既に理由=結果であつた。

ベルン州内をみよう。州内平均投票率は四四<sup>四</sup>と当事者州としてはさして高くない。ただ、「北」では八六<sup>四</sup>と圧倒的な高さであった。これ以外の「地区」では低い。「北」では是とする票が否とする票の約一〇倍であつたのに対して「南」のクルトウラリ地区では否の方が多いのである（四、四九一対五、九〇〇）ムーチエでもからくも

が否を上回る（六、〇九三対六、〇一五）程度だった。コミニーヌ単位でもクルトウラリ地区の一七のコミニーヌの内一が、ムーチエ地区の二六の内二〇がジュラ新州阻止に票を投じた。「北」への最後の抵抗、あるいは分身の離脱制止だろう。一方ラウフェンヒラ・ヌーヴヴィルはそれぞれ八三・三二<sup>新</sup>と六五・三七<sup>新</sup>の支持を集め、この〈地区〉がジュラ問題からやや距離をおいたことがわかる。当初から分離側にまわる可能性が薄かつたからである。それはこの両〈地区〉の今回の投票率の低さからもわかる（それぞれ五五・六〇<sup>新</sup>と六四・一〇<sup>新</sup>）。

この部分で見る限りジュラ問題への取り組みには三種の色分けが出来る。分離当事者と反分離当事者とやや局外者。ある者にとってのアイデンティティは他の者にとっては何ものでもないか、あるいは自分達への敵対者となるという三分法。わたしたちは、「民族」のアイデンティティの問題はせんじつめれば個のレベルの自我（それは「民族」との円環を持つが）の確認の延長線上にしかないのではないかとかんがえるものだが、このような、どうやつても客觀化できない関係の記号でしかないものがある日、有意味に転ずるためにはかなり激しい差異化の発見・発明がそこに必要である。言い換えれば、アイデンティティが創出されしかも補強されなければならない。

ところで、ジュラ問題はかたずいていない。未解決の問題として、ベルンに残つたムーチエに引きずられて、分離への圧倒的賛成を投じたにもかかわらず、ベルン州に残らざるを得なくなつたヴェルラ Vellerat 村と、ちょうど逆にラウフェンに帰属を希望したのにジュラ州に組みいれられたエーデルスヴィラー Ederswiler 村の問題がある。

この二つの村はベルン州憲法追加条項第四条に該当していなかつたため帰属選択権がなかつた。そういうコミニーヌはポラントリュイ地区にも三つあつたが、この両村が特に問題になるのは、現在、州境に位置してしまつてゐるからである。ヴェルラは分離派で、第一段目の投票でジュラ支持を三二票対七票で決めた（棄権二）。しかしこの村の

北にはドゥレモン地区に接してクーランドラン Courrendlin 村があつた。このクーランドラン村がジュラ編入権を行使して、結果としてヴェルラ村がせり上がりつて州境になつたのである。エーデルスヴィラーはベルン支持で（四五）対三五、棄権（二三）、村の東側にラウフエン地区に接して Roggenbourg 村があり、ここがラウフエンに編入してしまつた。結果、州境にとり残された。このやや滑稽で氣の毒な出来事は、ある意味で憲法追加条項の盲点だつた。飛び地を避ける配慮がかえつて問題を残したのである。恐らくエーデルスヴィラー村の住民はこのことに早くから気づいていたのだろう。有権者一〇〇人の内二三の棄権をみた。一方、ヴェルラははじめから接戦をするムーチ工地区にあつたから逆に一〇〇<sup>が一</sup>のここれまで極端に高い投票率を示した。一票が命運を左右し得たからである。

現在もこの二村はそれぞれの帰属をめぐつて戦い続けている。ジュラ州はヴェルラ村をいつでも受け入れる体制だが実はその法的根拠になつてゐる同州憲法一三八条（「一九七四年六月二三日の住民投票に係わつた全地区は連邦と関係州の法規に照らして合法的に分離してくるならいつでも受け入れる可能性を保持するものである」）が連邦サイドから各州の領土保全の権利にかかわる連邦憲法違反だとされて、いまだに決着がついていないのである。ベルン州は再びあの気の遠くなるような州憲法追加条項作成から始まるすべての作業でもしない限りヴェルラ放出、エーデルスヴィラー編入の法的根拠を見い出せないとしている。作業をめんどくさがつてゐるのではない。ヴェルラ村のジュラ支持者全員三五名の署名を集めても到底憲法の追加条項をあらたにつくらせるための発議（イニシアティヴ）権は得られない。もちろん何十年の「戦い」を経てベルンを選び取つたベルン州内の他村がここを離れたいというヴェルラ村のために署名集めをすることはありえない。一方、エーデルスヴィラー村についてはとくにジュラ州が難色を示している。歴史的にこの村はドゥレモンの領地で、完全なフランス語の村だったのが、一八世紀中からドイツ語

民に「占領」されてきたのだという。

問題はまだある。さきにふれたポラントリュイ地区内の三つのコミュースである。反ジユラを選びながらジユラ州に組入れられたのである。はじめから地理的にベルン州（あるいはそななる可能性のある州）との境界を持たないポラントリュイでは、〈地区〉の多数決がすでに絶対であつて、コミュースには選択権がなかつた。またポラントリュイ地区にはジユラ州を選んだものの、僅差で選択に到つたコミュースが七つあつた（たとえばミエクール村 Miecourt。一三六対一一三）。

ポラントリュイ地区についていえば、ドゥレモン地区との格差はかなり大きい。住民のアイデンティティ物語の濃度の格差である。ポラントリュイ市はもともとジユラの文化的、政治的中心だった。司教座もありフランスとの併合時はモン＝テリブル県の首府にもなつたことがある。しかし、新州が発足すれば交通の要衝にもあり人口も多いドゥレモン市（ポラントリュイ七、〇三九人に對して一一、六八二人）に州都が行くのはあきらかで、これまでの心理的優越性はベルン州内であればこそ誇りでなかつたか。アイデンティティが差異の意味付けから生じるとすればなおのことである。ドゥレモンのようなもともとアイデンティティの薄いところにこそ作為が強く増幅された可能性がある。

ジユラ分離のアイデンティティ確立も、自らが求めたとはいえ、結局、政治・行政的解決に墮落した。しかし、上でも論じたように、追求目的を実体化せざるを得ない以上、疑似解決でもして終結宣言をしなければ永久革命になるだろう。

ジユラ問題はジユラ地図のなかの様々な記号の編成替えだった。一点を移動するだけで波及的に新たな問題が発生

していく。

たとえば「南」の「アイルランド化」。すなわち、「南」に、とくにムーチエ地区にジユラ問題をミクロ化し濃縮し尖銳化した。少なくとも顕在化したことはあきらかだ。ベルン州人口の六・八パーセントというデータから以前にもまして過激なマイノリティ物語を作る分離主義者がいる。<sup>(44)</sup>

北ジユラにとつては、当初の予定の半分の地域（約五五パーセント）、半分の人口（約四八パーセント）で分離せざるを得なくなつたことは、様々な不利な結果を導いている。

しかし問題は新たなマイノリティである。ジユラ州内では、住民の中で非フランス語人口は九、一三三人（一九八〇年現在。以下同じ）で一四・〇五パーセントとなつた。非カトリック人口は一〇、六七三人で一六・四二パーセントの少数派になつた。マイノリティの逆転である。ジユラ州憲法はその第三条に「フランス語はジユラ共和国・州の国語で公用語である」と定めている。ベルン州のドイツ語優位の言語慣用に抵抗し続けてきたジユラ人はベルン人より寛容なのだろうか（ベルンの憲法は独仏語を州の国語に定めていた）。典型的なエスノセントリズム発生のメカニズムがここに見られないか。宗教についてはジユラ憲法第一三〇条にカトリック・プロテスタンントの同権をうたつていて問題はない。しかしふルン時代にも不満の種にはなつていないのである。歴史上の出来事にこだわるなら別だが。

むしろこの問題は反分離主義者にこそ意味を持つていたのではないか。カトリックの支配をおそれる動きはしばしば見られた。宗教改革の中心の一つであつたスイスでも最近カトリックは急速に信者数を増やしつつある。<sup>(45)</sup> イタリア人労働者などを加えた数では既にプロテスタンント四四・三パーセントに対して四七・九パーセントと逆転している。この場合プロテスタンントは潜在意識の中での防衛的なるだろう。スイスで最もプロテスタンントが強いのはベルンであつてみれば「南」が

ベルンによりかかるのは、もし宗教戦争とみるなら、当然のなりゆきだつたかもしれない。しかし、ここでも同じ事が言える。「南」にもカトリックはいるのである（ムーチエ地区三九<sup>部</sup>、クルトウラリ二四<sup>部</sup>、ラ・ヌーヴヴィル一五<sup>部</sup>、ラウフェンハ七<sup>部</sup>）。この人々はベルンを選んだのか、ジュラを選んだのか。現代スイスのように宗教に寛容であるだけでなく実践信者の少ない<sup>(46)</sup>国で、信仰が個人のレベルで州選びの判断材料に大きく働くとは考えにくいのである。しかし、二者択一で票を投げる今回のような方式では、あるいは、わかりやすさが、すなわち大衆的通俗さが唯一の指標になる宿命であることはあつた。

\* \* \*

ジュラの「政治的被抑圧からの解放」劇をもう一度、振り返つてみよう。

ジュラの帰属問題は、ブルゴーニュ王がバーゼルの司教に南ジュラの修道院とその領地を献上<sup>した</sup>ことから始まった。すなわち、自治ということがもし問題になるのなら、この時点こそ問題にすべきであるのに、ジュラ州政府はむしろここから一八一五年までを、どちらかというと創生神話的に扱つてゐる。ジュラは司教領として緩やかな中世封建支配下に入り、その後いくつかの転変、特に宗教改革に国内が分裂をしたことなどがあつたが、分離・独立問題などは発生しなかつた。それは住民に帰属に関してのアイデンティティ意識など生まれていなかつたからである。少なくとも、自覺的ではなかつた。フランス革命のさなか、フランスに併合されるが、この時は、ジュラ人は、司教の世俗支配を断ち切る革命家だつた。自らが選び採つた道だつた。一八一五年、ウイーン會議の戦後処理決定でスイスに返還され（あるいは、スイスに併合され）、ベルン州の領土となつてから、一九世紀を通して幾度か独立の機運が盛

り上がるがいずれも成就しなかった。独立、自治、そういうものが政治の世界で意味を持ち出した時代風潮にジュラとかかわりをもつたベルンが不幸だったとも言えよう。今世紀に入つて第二次大戦後ようやく具体的な運動に結集し始め、一九七四年、州民投票によりジュラ地方の分離決定するが、南半分のジュラ（地理的に言えばベルン側、南ジユラ）とラウフェンは分離を拒否。一九七八年スイス国民投票によりジュラの北部（北ジュラ）のみの連邦加入が承認され、一九七九年、スイス二三番目の州が誕生した。

この分離運動の全体像は、たとえ歴史的事実としても客観的に述べる事は困難である。どのように客観を装つてもバイアスがかることは避けられない。それは「地」と「図」の読み取りにも似た不決定な要因があるからである。

これは、ここまで述べた経緯の包括的与件をふまえれば、明確なことである。この分離問題はたんに、ベルンとジュラの関係、北ジュラと南ジュラの関係のほか数多くの与件が混入してきている。もちろん、この分離運動は平板な「自治権獲得」という認識のみに支えられたものとしても見るわけにはいかないこともすでに述べたとおりである。結果だけから、分離に至った「北」と、ベルンに残留した「南」との、その過程で現れたジュラ人の選択肢を図式的に整理しておこう。

- a 「北」ジュラ人
- b 「南」ジュラ人
- c 次に
- d 分離賛成
- e 分離反対

最後に

e 南北ジユラは同一の地方という認識

f 南北ジユラは異質の地方という認識

この単純なファクターだけでも論理的には八通りの組み合わせがあつた（そのうちもつとも典型的なパターンはa／c／eとb／d／fの二つであつたろうが）。そうするとこの対立相手を、たとえば説得しようとしても、超えなければならない障害は多岐にわたる。分離という問題を設定した瞬間、事は錯綜したのである。「自治」というキーでは彼らのアイデンティティの問題は解けない。またこのようないわばマニアックなたえず下位へ分離の選択肢を延ばしていく彼らの行き着く先はどこだろうと言う興味もわく。さらに、アイデンティティのアイデンティティ以外のあるいは以上のなにかにむしろ創作されるのでないか、という疑問もわく。これらの問題については、七（「アイデンティティの円環」）でかんがえる予定である。

もう一つの明示的な差異を「言語」と「宗教」と「本籍」という三つのファクターに単純化して検証してみてみよう。まず、ジユラ人の母語と宗派の相關は次のとおりである。

	フランス語	ドイツ語
カトリック	北ジユラ（ジユラ州）	ラウフェン（ベルン州）
プロテスタント	南ジユラ（ベルン州）	ベルン州

今、ジュラの、ベルンへの帰属（或は、からの分離）を眺めると、その選択基準は、「南」「北」を中心に据えて、結果だけから見る限りでは、言語問題でなく、宗教問題だったといえる。しかし、北ジュラとラウフェンを中心軸に据えれば、あきらかに言語問題であり、その両方を含みうる解は、p・q という連言命題になる。即ち、カトリックでかつフランス語の地域のみが分離し得た、と。

しかし、事は、もちろんそんなに単純ではなかった。言語について言えば、こういう世論調査の結果がある。<sup>(17)</sup> ドイツ語圏のスイス人の三六・六<sup>割</sup>がフランス語を流暢に喋れるのに対して、フランス語圏でも三八・四<sup>割</sup>がドイツ語を流暢に喋る。これはほぼ同率だ。逆に、フランス語を全く喋れないドイツ語圏のスイス人は二五・三<sup>割</sup>に対し、ドイツ語を全く喋れないフランス語圏のスイス人は三五・三<sup>割</sup>もいる。また両地域間に溝が深まっていると答えるドイツ語圏の人が九・三<sup>割</sup>に対し、フランス語圏では二七・三<sup>割</sup>である。もうひとつ、その溝の原因をドイツ語圏の人々はメンタリティの違い五四<sup>割</sup>、言語の壁三五・三<sup>割</sup>としているのに対し、フランス語圏では前者を六一・三<sup>割</sup>、後者を二八<sup>割</sup>としている。これらの数字から、ドイツ語圏のスイス人のいわば相互理解の善意の努力にもかかわらず、スイス・ロマンド人のマイノリティ意識による過剰防衛意識の可能性を読みとるのは強引だろうか。フランス語が輕視されているからドイツ語人種は抑圧者なのではなく、ドイツ語圏の人間を抑圧者だとする主観的位置づけから、フランス語が軽んじられているという物語が創出したと言えないか。<sup>(18)</sup>

その複雑な経緯にもかかわらず、北ジュラが最後まで分離する形を残し得たのは一種の排除法的結果であり、これは、アイデンティティの問題をかんがえる時に重要な与件となるかもしれない。すなわち、少しでも異物を排除していく純血制。（それが行き着く先は一人一州？）しかし、そのことは「民族」という文化集団によつて保障され、自

己に還元するアイデンティティと自家撞着する。この折り合いは、他者と均衡している  
という実感が安定的に得られないかぎりカオスに到るまで続くのか？）

次に、本籍を加えて、統計上の数字で示すと上の表のようになる。  
スイスでは、制度上、本籍は変更が出来ない。いわばこれは顯示的エスニシティで、  
そのシンボル性はかなり強力である。

“カトリック、フランス語、ジユラ本籍”の三つはベルン州の支配的指標に対立する  
ので、このファクターを分離指向の支配的指標として、上の表のパーセントをポイント  
化して単純に加算してみると次のようになる。

カトリック	フランス語	本籍ジユラ
24%	78%	33%
39%	80%	38%
15%	73%	37%
87%	2%	46%
86%	88%	74%
85%	90%	69%
80%	84%	59%

クルトゥラリ	ムーチエ	ラ・ヌーヴヴィル	ラウフェン	フランシュ=モンターニュ	ボラントリュイ	ドゥレモン
クルトゥラリ	ムーチエ	ラ・ヌーヴヴィル	ラウフェン	フランシュ=モンターニュ	ボラントリュイ	ドゥレモン
一一三五ポイント	一五七ポイント	一二五ポイント	一三五ポイント	二四八ポイント	二四七ポイント	一一一三ポイント

はじめの四つの〈地区〉が反分離でベルンに残留し、あとの三つが分離を果たした  
〈地区〉である。<sup>(49)</sup> こういうの見えやすさは一体なにを意味するのだろう。アイデンティ

ティはこれほど明瞭に形式的なものなのだろうか。それともこの形式は分離運動が作為的に創出したのだろうか。ちなみにジュラ地方の平均値は一八五ポイントである。先に述べたように、ジュラ分離は五一・九<sup>九</sup>の賛成でからくも達成された。従つてこの一八五あたりが分離・反分離の分岐点となろう。「南」で行われた過激な分離運動は、敗北が自明の理の、あるいは身を棄てて「北」の分離を助けた一票へのけなげな執念だったのか。

多数決の原理と、個人に還元せざるをえないアイデンティティの接合はもともと不自然で、このような分離運動の収束の仕方に意味があつたのかどうかの問い合わせ別に、少なくともこの事が一応可能に見えたのは、スイスの政治的風土、すなわち中央の牽引力、求心力の希薄さのせいであろう。分子が拡散し、個の秩序の赴くまま全体の無秩序をつくる、エントロピーの法則の世界にそれは似ていなくもない。これは、おそらく、中央の権威に収斂する体系の中における個の領域境界のアイマイさが支配するオボロゲナ日本の無秩序といかにも対象的なもう一つの拡散する無秩序である。

〔以下『下』へ〕

#### 注

- (1) ドイツ語の「ユラ」の発音はテーマとして扱う地域の言語に鑑みて本稿では使用しない。注(5)参照
- (2) ただし、ラウフェン地区のみドイツ語が支配的であり、かつジュラ問題にやや特異な位置を占めるので、以降とくに断らない限りこの地区はしばしば論外におかれる。たとえば、以下で述べるいわゆる残留地区を一般に「南ジュラ」と

称するが、ラクーハンは限りの通称かはやれ。

(3) 注(2)を参照。

(4) 「ラーナー」も「地区」よりこゝは、「州」を参照。

(5) 原語を並記した場合は左が仮語、右が独語。ちなみにスイスでは公用語は独、仏、伊。国語はそれにノル・ロマン語が加わる。本稿では、扱う地域と問題がもつねの独、仏の二言語にのみかかわるもので、の二言語以外の言語での複記はしてこない。

(6) 『スイス連邦憲法』第三条

(7) district は行政・司法上の区分で、住民の自治は commune によって發揮されるシステムになつてゐる。本稿では district を単独に用ひる場合は「地区」、固有名詞と共に用ひねばあこはシウノヤン地区のよつとくナシで表した。市町村は「ラーナー」とした。

(8) 『スイス連邦憲法』第三条

(9) Statistique de l'Industrie, Jura, 1985.

(10) 地原銀(日本次報)「一九八八年ノボロイ一位は、実際はバーナーラーダ諸島(約二二〇万坪)だといわれるが、ノルマジは、独立国として国家の形態をもつてゐる国を対象にした。

(11) Le Matin, 16 avril 1988

(12) Gazette de Lausanne, 5 nov. 1988.

(13) Jurnal de Genève, 23 juin 1984, 24 septembre 1988

(14) Jurnal de Genève, 3 mai 1980

(15) 国民投票、一九八二年の国民投票議員選挙ノルマジ投票率、PSS/SPS(社会派)、POCH/POCH(進歩組織体)、PDT/PDA(労働党=共産派)、PSA/PSA(自治社会派)、PSO/SAP(労働者社会主義)など、このうち「革新」得票率が、スイス平均の二十七・五%を上回り、マルク州ジンハイム長・七%を上回る。

(16) Résultats comparés des partis aux élections cantonales de 1978, 1982 et 1986 in La République et Canton du Jura,

p. 51

(17) 『終末から』と『小説新潮』に連載後、単行本として出版された一九八一年八月時点では分離が達成された。

(18) バーゼル司教領は一〇一一年に神聖ローマ帝国に、他のスイスと共に組入れられたが、とくにこの地に行政上も文化上も変化はおこらなかつた。

(19) 例えば、サン・チミヒは一三五一年、ラ・スーグヴィルは一三八八年にベルンと盟約を結んでゐる。

(20) 一六九一年、一七〇一年。坦能の野田は、プロテスタント勢力の強いジッネーヴィルなどが一緒に加盟を申し込むことを恐れたためといふわれる。

(21) ローラス＝ラウリキ一族 (Rauraci) またはラウリキ族 (Raurici) に由来する共和国名は、ある意味では、ジッネーラの歴史的位置をよくあらわしてゐる。ラウリキ族は、ローマ時代、ベルヴォチア族と隣国むかしてあつたケルトの小部族で田ベルンジッネーラとバーゼルジッネーラの北西に居住していた。紀元前五二年にローマ帝国との戦に破れ、その東半分がローマ領となり、Augusta raurica などの都が定められたが、これが現在のアウグストゥス (バーゼル・ランツフート) である。しかし、この都も西暦一七〇年にアラマン族に滅ぼされた。この歴史的経緯もジッネーラの人々の気持ちに無意識のうちに象徴的な反・マイツ語意識を形成するのに無関係だとは言えないと気がする。すなわちゲルマンに侵略され滅ぼされるハトノ＝ケルトと云ふ物語の図式がここにも見らるからである。参考・JULIUS CAESAR: COM-MENTARIU DE BELLO GALLICO (岩波文庫)。一・五、一・一九、六・一五、七・七五

(22) ノの両州は長らくベルンの領土であった、フランス革命のさなかに発足したスイス共和国は間もなく革命派と旧体制派との対立から内乱状態になつた。それを口実にナポレオンが介入、調停法が導入された。この時にヴォー州とアアルガウ州は、ベルンの手を離れ独立、一八〇一年スイスに加盟した。しかしベルンは必ずしもこれを承服していなかつた。ナポレオンの没落を機に一八一一年一月一一日オーストリア軍の後ろ楯で、ベルンは両州を再び支配下に戻す行動に

出ようとしたが抵抗にあつた。この状況のなかでジユラの帰属問題が浮上してきたのであつた。

- (23) 布告第三条、「スイス連邦はバーゼル司教公国が本邦に合併されることを願う意志を表してあつた。仲裁に入った列強國も同地の命運を決定する」と願い同司教公国とビエンヌの町などにその領有地は爾後ベルン州に帰属することに決まつた」

(24) Birseck 地区はバーゼル州に、Lignières の一部はスシャテルに組み入れられた。

(25) 『*日刊報知*』 *Acte de réunion* 第一九条。

(26) ノの壁のスローガンは “*Séparation du canton de Berne!*” ふさわ文體がよどみ見ひれ。

(27) たゞえは連邦レベルでも、高級官僚」、〇五五一人（郵便・テレシ省PTTと國鐵CFBは除く）の母語言語分布をみると、ドイツ語七三・一〔五〕、フランス語二二・五〔一〕、イタリト語三・七〔一〕でスイス全体の言語分布の七四・五〔一〕・五〔一〕である。ただしこれに反する数字（高級官僚の定義の違ふによる）もある。それにちる、それが八一・三〔五〕、一七・三〔五〕、四〔一〕である。〈*Les Romands sont-ils sous-représentés?*〉 *Jouranal de Genève*, 26 aout 1979.

(28) G.-A. Chevallaz, p. 81.

(29) スイスの時計の九〇〔一〕はジユラ山脈の町や村で作られてゐる。しかもその殆どが雰細企業の域を出ず、一九三五年を「一クとし大不況期にたいへんな打撃を受けた。これは、ベルンとの経済格差は正で救済されるものだつたのだろうか。実際スイス全体がこの期間、輸出でも、一〇年代の三分の一に落ち込み、織維産業などは一〇年代の三分の一にまで低落した。スイス・フランの三〇〔一〕平価切り下げる一九三六年九月一七日に行われてゐる。

(30) 分離運動のピークの一九七四年頃、ジユラ地方を歩くと至る所に赤いハートを形ひた *J'aime Jura* (ジユラを愛す) ところステッカーが貼り付けられてゐた。一方ベルン州の旗やシンボル（熊）には赤インクが投げ付けられたりペンキで消れていた。自動車のナンバープレートのベルンの印にはジユラのシンボルマークがかぶせてあつた。山膚にはジユラ旗の模様がある京都の大文字のように描かれていた（これは最近旅をした時には消された）。子供達も

ジュラの旗をもつて集会をしていた。高校生が新聞の切り抜きを語らしげに見せてくれた。ムーチエから北の山奥の村々には、『祝祭』のウキウキするような熱が沸騰していた。

(31) ベグランは「南」のトランメラン Tramelan に一九二一年生まれ、メシャテル大学を卒業後、労働組合運動に専従、一九四七年ころからジュラ問題に取り組み、『ジュラ連合』 Rassemblement jurassien [後出] 結成、書記長を勤めるかたわら『自由ジュラ』新聞を主宰する。現在も、ジュラ州議会議員として、「南」併合運動を続いている。彼の「証言」については六〔文学・証言〕である予定。

(32) ジュラとベルンの同一権利、ジュラ地区のフランス語公用化、ジュラ出身の大尉を二人置くことの明文規定。これらは採択された。その他の要望で例えばジュラ旗の公認やゴラントリュイの司教座資料館などの復活などは州令で決められた。いわゆる「第二州会」の要求は採択されていない。

(33) たとえば一九五二年九月六日の宣言文ではこれを鮮明にした。

(34) 一九五二年一月に「南」のトランメラン Tramelan で結成。その主張は、ジュラの利害はベルン州の枠内でこそ守らるべきだというもので（たとえば一九五二年四月）「五日制定の規約」、一九五〇年の改正憲法で十分とする。また、いわゆるバーゼル司教公国は近代的意味で言う国家ではなくジュラがその意味でかつて統一的な自治体であったことはない、とも語る。

(35) 一九六〇年一月一五日ベルンの執行会議（内閣）はジュラの運動家が主張するような意味ではジュラの自治はこれ以上必要ないという方針を打ち出した。また一九六三年一月の『白書』でもカントンの統一性を問題にするような見直しは出来ないとした。

(36) 投票は一九五九年七月五日に実施。

(37) 「投票権のあるものとは当該地に三ヶ月以上住んでゐる州レベルでの有権者」（八条）、「投票主題の法制上の規定」（九～一二条）、「憲法投票の規定」（一七条）「新州創設の投票実施の規定」（一八、一九条）、「連邦レベルでの新州加盟の賛否投票実施の規定」（一一条）など。

- (38) J. C. Rennwald: *La Question jurassienne*, p. 88.

(39) ルーの[[国]] - ドロの眞證 *Journal de Genève*, 17 mars 1975.

(40) 「一九八九年五月一三月迄の報道によれば、小カトナのバーサル連盟との連合投票が一九八九年一月一一日に行なわれたが決選したやうである。

(41) 新憲法は一九七七年三月二〇日、賛成一七〇票、反対一票、投票率七四九票で可決された。

(42) *Message sur la création du jura*.

(43) フルスル本邦は一九八一年六月一一日から田舎分離を强行し、「田舎本邦」を投票へさせ。 *Journal de Genève*, 3 août 1983.

(44) 「スイスの眞證は決着がついたこと」からも田舎分離の議員のローラン・シャーハナル Roger Schaffter がその最高齢である。また「種々の民族や反分離主義者の衝突、襲撃事件が頻繁」と、まだ起りはじめた。

Gazette de Lausanne, 16 mars 1987, 21 fév. 1988.

	1910年	1930年	1960年	1980年
カトリック	37.8%	38.6%	41.9%	43.9%
プロテスタン	61.4%	60.0%	57.1%	50.4%
その他	0.8%	1.4%	1.0%	5.7%

(45) 「スイスの眞證は決着がついたこと」からも田舎分離の議員のローラン・シャーハナル Roger Schaffter がその最高齢である。また「種々の民族や反分離主義者の衝突、襲撃事件が頻繁」と、まだ起りはじめた。

Gazette de Lausanne, 16 mars 1987, 21 fév. 1988.

	1910年	1930年	1960年	1980年
カトリック	37.8%	38.6%	41.9%	43.9%
プロテスタン	61.4%	60.0%	57.1%	50.4%
その他	0.8%	1.4%	1.0%	5.7%

(46) 「スイスの眞證は決着がついたこと」からも田舎分離の議員のローラン・シャーハナル Roger Schaffter がその最高齢である。また「種々の民族や反分離主義者の衝突、襲撃事件が頻繁」と、まだ起りはじめた。

Fabien Dunand: *Dessine-moi un Suisse*, p. 56.

(47) L'Institut MIS による調査。〈24 Heures〉, 11 mai 1987.

(48) ルーの眞證の「眞證者〔意識〕眞證」の Association romande de solidarité francophone (ARSF) による眞證が行われた。

に興味ある資料となつてゐる。

(49) 一九八〇年統計によれば、こうやつて分離をはたしたジュラ州のカトリックは五四、三一三人でプロテスタンントの八、六五五人、その他の一、〇一八人を引き離している。州人口の約八三・六五はカトリックとなる。一方、フランス語を母語とするものは五五、八五三人で、ドイツ語の四、〇六八人、イタリア語の一、七八五人、その他の一、一一九人をやはり引き離している。州人口の八六五はフランス語を母語としているのである。次に、カトリックでかつフランス語という連言が成り立つ人は、四八、〇三四人いる。即ち、州人口の七四五にあたる。また、さきの命題のいわば逆にあたるドイツ語が母語でかつプロテスタンントの州人は、一、一一三人いて、州人口の三五五を占める。しかし、この州でもドイツ語を母語とする人の五一五がプロテスタンントだとこうことは、あきらかに、ジュラでは、宗教／言語に高い相関がみられるといふ。なお、スイスで最もプロテスタンント化が進んでいるのはベルン州で、ほぼ八五五がプロテスタンント。一方、ジュラ州はカトリックの比率のもつとも多い州となつてしまつた。この予感が「南」を「脱落」させてしまつたのだとう「主観的」意見はしばしば聞かれた。しかしさうはそうとう慎重に分析をしなくてはならないだろう。というのは「北」の人々は必ずしもカトリックとか宗派を大義とはしなかつたし、また今日のスイスではカトリック・プロテスタントの宗教的軋轢はないからである。現にスイス全体の平均を見るとプロテスタンント五〇・四五に対しでカトリック四九・五五で、この均衡は健全ですかある。

Service de la statistique et de l'informatique de République et Canton du Jura, 1985: Le Jura en chiffres, p. 26.  
Strukturatlas Schweiz, 1986, p. 64.

\* \* \*

### 参考文献

*Résultats du plébiscite du 23 juin 1974, modifications du pour cent des Oui par rapport au scrutin du 5 juillet 1959  
Résultats du plébiscite du 16 mars 1975.*

- Résultats du vote du 24 septembre 1978.*
- Constitution du la République et Canton du Jura, adoptée par l'Assemblée constitutive le 3 février 1977 et par le peuple le 20 mars 1977 avec la modification du 5 avril 1987.*
- Furgler et Huber; *Message sur la création du canton du Jura*, 16 novembre 1977.
- J.-C. Rennwald; *La question jurassienne*, éd. Entente, Paris, 1984.
- Gouvernement de la République et Canton du Jura; *La Question jurassienne, une question suisse*, Delémont, 1986
- La République et Canton du Jura; *Le Jura en chiffres*, 1985.
- Vincent Philippe; *Le Jura République*, Lausanne, 1978
- Claude Juillerat, Jean-François Nussbaumer, Claude Rebetez; *Histoire du Jura*, Fribourg, 1986
- Chancellerie d'Etat; *La République et Canton du Jura*, Porrentruy, 1987.
- La République et Canton du Jura; *Jura 23e canton*, Delémont, 1987
- Fabien Dunand; *Dessine-moi un Suisse*, Lausanne, 1987
- René Knusel, Daniel L. Seiler; *Vous avez dit "Suisse romande"?*, Lausanne, 1984.
- Georges Andrey et autres; *Nouvelle Histoire de la Suisse et des Suisses* 3 vol. Lausanne, 1983.
- Peter Aebersold et autres; *La Suisse de la formation des Alpes à la quête du futur*, Lausanne, 1975.
- G. Sauser-Hall; *Guide politique suisse*, Lausanne, 1947.
- K. E. Brassel, E. A. Brugger; *Strukturatlas Schweiz*, Zurich, 1986.
- Dictionnaire historique et biographique de la Suisse*, 7 vol. +1 supplément, Neuchâtel, 1921-1934.
- Dictionnaire géographique de la Suisse*, 6 vol. Neuchâtel, 1902-1910.
- Fritz René Allermann; *Vingt-six fois la Suisse*, Lausanne, 1985.
- P. -O. Walzer et autres; *Jura-Ecriture-Identité*, Lausanne, 1981.

J. R. Fiechter et autres; *Le Jura-Sud à la recherche d'une identité*, Moutier, 1977.

François Peyot; *La Suisse en Transparence*, Genève, 1976.

G. -A. Chevallaz: *La Suisse est-elle gouvernable?* Lausanne, 1984

J.-J. Lumi et autres, *Dictionnaire général de la francophonie*, Paris, 1986.

Georges Grosjean. Historische Karte der Schweiz, Bern, S. 311.

84/28. 4. 85/16. 3. 87/21. 3. 87/ <24 Heures> 15. 5. 87/7. 8. 87/13. 8. 87/6. 12. 87/20. 12. 87/ <24 Heures> 6. 2. 88/28. 2. 88/

LE MURIN. 10. 4. 00/14. 0. 0024. 7. 00/12. 10. 00/3. 11. 00/11. 12. 00/20. 12. 00/3. 3. 03/21. 3. 03/10. 4. 03/20. 8. 03/

3<sup>e</sup> numéro (juillet 1989), Nyon.

(à suivre)